

- 八 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
九 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十一 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十二 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十三 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十四 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十五 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十六 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十七 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十八 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
十九 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十一 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十二 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 二十三 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十四 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十五 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十六 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十七 議案第六十八号 市道路線の認定について
二十八 議案第六十九号 福生市教育委員会委員の任命について

陳情第三十七号

敬老金改善についての陳情書

(陳情の理由)

東京都における敬老金は、「敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図る」として、昭和三十三年から東京都によって実施されました。当初、その資格は七十五歳以上、都に三年以上居住で二千元でしたが、昭和四十四年五千元に、四十六年に居住期間一年に、四十八年に都内居住期間制限の撤廃などの改善が行われてきました。

福生市では昭和四十三年から市独自に、七十五歳以上の市民に五千元の敬老金の支給を開始しました。そして、現在、羽村町と日の出町では、七十歳で五千元、瑞穂町、五日市町、奥多摩町、檜原村の四町村では七十歳で三千元となっており、西多摩地域の中においても、比較的財政豊かな福生市における敬老金のあり方が多くの市民から注目されてきています。

なお、府中市では六十五歳以上で一万円、町田市では七十歳以上で一万円、都内では七十歳以上で五千元以上は葛飾、立川、三鷹、日野、田無、保谷、東大和、清瀬、東久留米などの区、市に及んでいます。

私たち年金者組合は、東京都知事に対して東京都の敬老金を七十歳以上で一万円に改善するように要請を行っていますが、福生市においても早急に改善されるように陳情いたします。

(陳情の内容)

一、福生市の敬老金を七十歳以上の市民に毎年敬老の日(九月十五日)に支給していただけのように、早急に改善してください。

平成三年五月二十九日

陳情者

秋川市油平二四二

全日本年金者組合東京都本部西多摩支部

執行委員長 遠藤 寿雄 (印)

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第三十八号

高齢者専用の公営住宅の建設についての陳情書

(陳情の理由)

平成三年現在の福生市における高齢者のみの所帯は二百九十七所帯、六十五歳以上の一人暮らしの老人は四百三十三人にのぼっています。

また、平成二年一月一日現在の福生市における六十五歳以上の老人人口は四千二百七十七人となっており、そのうち、寝たきり老人が百十九人もいます。

老人の八〇%が何らかの病気をもち、毎月病院に通院していることが明らかになっています。

核家族化が進んでいる現在、高齢者の安全で便利な住宅と居住地が急速に必要なになっています。

福生市では、都営住宅が建て替えになるときに、高齢者向け住宅を要望していると聞いておりますが、現在の状況を考えるとき、公営の高齢者住宅の具体的な建設計画が、福生市当局から提起されるのではないかと期待しているところです。

(陳情事項)

一、低家賃の高齢者向けの公営住宅を、市内の重点地域に建設する計画を具体化してください。

二、都営、市営住宅の一、二階の一定部分を高齢者用住宅として計画してください。

三、現在、民間アパートなどに居住している高齢者所帯、一人暮らしの老人で生活困窮者には市で補助をしてください。

四、東京都と共同して、しっかりしたシルバーピアを福生市にも建設してください。

平成三年五月二十九日

陳情者

秋川市油平二四二

全日本年金者組合東京都本部西多摩支部

執行委員長 遠藤 寿雄 (印)

福生市議会議長

赤星 行人 殿

福議発第九十九号

平成三年六月三日

殿

福生市議会議長 赤 星 行 人

議案説明員の出席要求について

平成三年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 六月十二日(水) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

福生市議会議長 赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 ㊟

平成 2 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 2 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2. 事業費	1. 下水道整備費	下の川改修事業	2 6 0,9 1 2,0 0 0	1 4,4 3 7,0 0 0		国庫支出金 1 4,3 3 3,0 0 0	1 0 4,0 0 0

写

福企財発第 8 8 9 号

平成 3 年 5 月 3 1 日

福生市議会議長 赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 ㊟

平成 2 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 2 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
			円	円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	緊急道路整備費	2 8 2,3 7 2,0 0 0	7 0,7 9 9,0 0 0		国庫支出金 5 0,9 4 7,0 0 0 その他 1 4,4 3 7,0 0 0	5,4 1 5,0 0 0
合 計			2 8 2,3 7 2,0 0 0	7 0,7 9 9,0 0 0		6 5,3 8 4,0 0 0	5,4 1 5,0 0 0

写

福総庶発第 957 号

平成 3 年 6 月 12 日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 ④

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、福生市土地開発公社の平成 2 年度決算書及び平成 3 年度事業計画書等を別紙のとおり提出する。

部	科	目	金 額
土木費	道路橋りょう費	緊急道路修繕費	58,237,500
合 計			58,237,500

福生市土地開発公社
平成 3 年 6 月 12 日

号

福生市議会

議 決 案

福生市議会

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、平成 3 年 6 月 12 日、福生市議会第 3 回定例会で、福生市土地開発公社の平成 3 年度決算及び平成 3 年度事業計画等について、議決する。

平成 2 年度

1 事業報告書	1
(1) 福生市土地開発公社決算書	2
(2) 理事会開催状況及びその議事録報告	3
(3) 役員に関する事項	4
(4) 平成 2 年度土地取得明細表	5
(5) 平成 2 年度土地売却明細表	6
2 決算報告書	7
(1) 平成 2 年度収入支出決算書	8・9
3 財務諸表	10
(1) 損益計算書	11
(2) 貸借対照表	12
(3) 剰余金処分計算書	13
(4) 負債明細表	14
(5) 財産目録	15
4 監査報告書	16
(1) 決算等の審査意見 福生市土地開発公社	17